

建設機械打刻申請書

(用紙A4)

この申請書により建設機械抵当法第四条による打刻の申請をします。 この申請書の記載事項は事実と相違ありません。 令和 年 月 日 申請人 氏名又は名称 (ふりがな) 国土交通大臣 殿 住所又は主たる事務所の所在地 (ふりがな)				手数料を証 紙で納入は する場合に この欄に証 紙をはるこ し。			
建設機械 の名称	打刻された記号 (検認の申請の場合 に記載する)						
型 式	製造者名		原	種類及び 定格出力			
	製造年月		動	製造者名			
	製造番号			製造年月			
	自動車登 録番号			製造番号			
仕	建設機械の所在地						

様	所有権の取得の原因及び年月日		前所有者の氏名又は名称	
	建設業法による許可		許可年月日	前所有者の住所又は主たる事務所の所在地 売買、贈与、相続、合併等の別
				年月日
主たる営業所の所在地				

.....折.....線.....

※ 打刻 機認	※ 打刻 機認	※ 打刻 機認	※ 打刻 機認	※ 打刻 機認	※ 打刻 機認
---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

記載要領

- 1 申請人が個人企業者の場合には当該企業者の氏名及び住所を記入し、法定代理人又は支配人があるときは、その者の氏名を記入すること。申請人が会社又は組合等の場合には、当該会社又は組合等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 「建設機械の名称」欄には、当該建設機械の建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）別表の名称欄に掲げる名称を記入すること。
- 3 「打刻された記号」欄には、検認の場合に記入するものとし、当該記号の数字はアラビア数字をもつてすること。
- 4 「原動機」欄は、原動機を有する場合に記入すること。同欄中「種類及び定格出力」の種類には、電動機、石油機関、ガソリン機関、ディーゼル機関又は蒸気機関等の別を記入すること。
- 5 「自動車登録番号」欄は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による自動車登録番号を有する場合に記入すること。
- 6 「※」欄は、申請人は記入しないこと。